**大阪市長　礒村隆文殿**

釜ヶ崎（あいりん地区）緊急失業対策に関する要求

**釜ケ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会**

西成区萩之茶屋３－１－１０ふるさとの家気付

　当会は本年、大阪府市に対し三度要求書を提出している。二月、四月、五月である。

五月の要求書では、「きわめて現実的なものであり、極端に譲歩した緊急避難的なものであることを深く考慮され、回答されることを要求」したところ、高齢者就労の増員・センターの夜間開放の回答があった。

　この回答が単に文章を提出してなされたものでないことは明らかである。府庁前の公園で野営し腰を据えて行われた要求行動に、常時五百名を超える労働者が参加したからこその回答であると考える。

　しかし、このことをもって、「行政側が屈した」とか「労働者が勝った」とか評価されるべきでないことは、言うまでもないことである。かってない要求行動への期待と参加のたかまりは、釜ヶ崎の状況の厳しさの反映であり、行政側も要求する側も、その厳しい状況に突き動かされて、要求し、回答したと考えるのが妥当であろう。

　その意味で、緊急事態に即応された行政側の姿勢は、評価される。

　だが、それは、くどく確認すれば、緊急事態に満足する対応がなされたということではなく、いささかでも緊急に対応したという姿勢が評価されるというに留まる。釜ヶ崎の日雇労働者の厳しい状況の基本に、変化を与える対策ではなかったのであるから。

　その結果、当然なことながら労働者の問題解決を求める声が弱まることはなかった。

厳しい状況に対応できるだけの就労対策が打ち出されなければ、必然的に福祉対策・福祉窓口に要求が集中する。四月の要求書への回答で大阪市は、「今ある施設の弾力運営に努め、入所者数を増加させる事で対応する。」としていたのであるからなお更のことである。

　釜ヶ崎の福祉窓口・市更相への追求はこれまでの窓口対応の姿勢を含め、厳しいものとならざるを得ない状況にあったのである。

　厳しい状況の中で、新しい認識が確認されるにいたった。簡単に言えば、市更相の日常業務では緊急時に対応することはできず、別の施策が考えられるべきである、ということである。市更相所長はこのことを本庁へ意見具申する必要を認めた。

その上で、すべて施設に入れれば、衣食住が保障されるが、そうできない現実に緊急対応するために、次善の策としてカンパンの支給と、市職員のボランティア活動による毛布の提供の申し出がなされた。

　カンパンの支給に伴う行政側の努力や市職員の善意には感謝したい。しかし、くどく繰り返すが、問題解決にほど遠く、緊急とは言え「人間」に対する施策というには程遠いものであることは、確認しておいて頂きたいと考える。

カンパンの支給や毛布の出し入れなどを行っているのは反失連を中心とした労働者なのである。また、週三回の三角公園での炊き出しも、労働者の力で行われているのである。ちなみに、最近の炊き出し数は、６月９日１１５０食、６月１１日９２８食、６月１４日９５０食、６月１７日１０２０食となっている。

　以上の経緯を踏まえ、次のことを要求する。なお以下については府市共同の責任で検討されることを前提に提出するものである。

（１）現状の緊急対策について

・現状では、カンパンと炊き出しに食を頼っている労働者が千名前後存在することが確認されているが、緊急対策として始まった体制を７月末まで２ヶ月にわたって継続することは非人道的であるといわざるをえない。

何らかの改善を要求する。（例えば二～三の簡易宿泊所経営者と契約してのドヤ券の発効・センター食堂と契約しての食券の発行、あるいは、アパートを借り上げて短期・臨時の居宅保護を行うなど）

・自主管理によりセンター一階で宿泊がおこなわれているが、その時使用している毛布に大量の虱が湧いている。これの駆除に取り組まれたい。（シャワー室の開放・布団乾燥機などによる駆除・清潔な衣類の準備など）

・８月に入っての見込みを明らかにされたい。（仕事量と連動する窮乏労働者の数量的見通しと対策）

（２）今後の施策について

・現在の市更相では、仕事の減少に起因する窮乏労働者の急増に対応することができないことが明らかとなった現在、大阪市としてどのような施策を打ち立てようとするのか明らかにされたい。

・今回は緊急対応ということであったが、社会情勢を勘案するならばならば、かかる状態は繰り返されることが充分に考えられる。よって、緊急対応の在り方を制度化されたい。９月市議会への提案を目指されたい。（例えば、あいりん地区緊急生活援助条例の制定など）

* 就労を軸として労働者が自立生活を営める施策を、府と一体となって確立されたい。（公共事業への日雇労働者吸収策を、実効性のあるものとして実施すること）
* 卸売市場や公園・街路などの清掃作業を就労場所として確保されたい。

・ペットボトルのリサイクルなど、社会的要請である資源の再利用の過程に、労働力として釜ヶ崎労働者を組み込む方策を打ち出されたい。

（３）上記について、当会と継続的な論議の場を設けられたい。

（４）この要求について府と論議の上、６月２７日までに回答されたい。

以上

１９９７年６月２３日